

## ひとり親家庭医療費助成制度

18歳までのお子さんがいるひとり親家庭や、ご両親のいないお子さんとその養育者の医療費のうち、保険診療分の一部負担金を助成します。

## 【対象条件】

- ・前年中の所得に対して所得税が課税されていない世帯である。
- ・健康保険（国保・政管健保・共済等）に加入している。

- ・医療費の自己負担分について他制度から助成を受けていない。

- ・同一地番内に親族等の別世帯がある場合などは、生計等が別である。

※申請された翌月からの助成となります。

## 【問い合わせ先】

保険課 医療年金係

☎53-3115



## 国保だより

## ◆平成20年度国民健康保険税が決定しました

国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区分	説明	国保税		
		基礎分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	平成19年中の所得金額－基礎控除(33万円)	6.3%	2%	2%
資産割	平成20年度の固定資産税額に対する	34%	6%	6%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	470,000円	120,000円	90,000円

※後期高齢者医療制度の開始に伴い、新たに後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担していただくこととなりました。介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯について、国民健康保険税として負担していただいています。

※最高額の基礎分は56万円から47万円に軽減されました。

※所得金額によっては、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。

## ◆平成20年10月より国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

現在、国民健康保険税は世帯主に課税され、納付書および口座振替のいずれかの方法により納税していただいておりますが、10月より下記の条件をすべて満たす世帯主は原則として、年金より天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。

## ＜特別徴収の対象者＞

- ・世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主は除く）
- ・年額18万円以上の年金を受給している場合
- ・介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合

上記の条件に該当しない方の国民健康保険税の納付は、従来どおり納付書および口座振替のいずれかの方法となります。

なお、特別徴収の額につきましては、7月中旬に発送します。平成20年度国民健康保険税の納税通知書を確認してください。

また、平成20年度に国保に加入された方で、以前口座振替をご利用していた場合には、金融機関等の口座名義に変更がないか、再度ご確認くださいませますようお願いいたします。

口座等の確認については、収納管理課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 保険課 国保係 ☎53-3115、収納管理課 第一係 ☎53-1095

# 「香美市特定健康診査等実施計画」を策定しました(その1)

医療制度改革により、平成20年4月から「特定健診・特定保健指導」がはじまりました。

香美市が実施主体となって行う特定健診は、香美市国保の加入者40～74歳の方について実施します。詳細は「香美市特定健康診査等実施計画」に定めており、今月から3回シリーズで計画の概要をご紹介します。

## ○実施計画の概要

「新しい健診・保健指導の考え方」

### 【計画の趣旨】

少子高齢化の急激な進行、経済成長率の低迷、食生活やライフスタイルの変化に伴い、疾病構造が変化し、

疾病全体に占める心疾患、高血圧症疾患、脳血管疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病が件数、費用額ともに増加しています。香美市の医療費においても、40～74歳までの総医療費の38%が生

活習慣病で占められています。このような状況に対応するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、「高齢者の医療

の確保に関する法律」において、医療保険者に対して

40歳以上の被保険者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した健診および保健指導の事業を実施することが義務付けられました。

「生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること」「医療費の適正化を図ること」を目的としています。



## 【計画の期間】

特定健康診査等基本指針に沿って5年ごとに策定し、定期的に見直すものとします。なお、第1期計画は、平成20年度から平成24年度までとします。

## 【特定健診・特定保健指導とは】

○特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、的確に抽出するために実施するものです。

○特定保健指導とは、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対して、毎年度、計画的に実施する動機付け支援・積極的支援（\*1）をいいます。

○特定保健指導は、対象者が自ら特定健康診査の結果



でした。年齢層別では、65～74歳の受診率は31・4%と高く、逆に40～64歳の受診率は23・4%と低い受診率となっており、特に若い世代への未受診者対策が必要と思われれます。

を理解して、体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返ることで、生活習慣を改善するための行動目標を設定します。それを実践できるよう保健師等が支援することにより、生活習慣病を予防することを目的として実施するものです。

（\*1）動機付け支援・積極的支援：健診結果と問診に基づき、生活習慣病などのリスク要因の数から3つのグループ（①情報提供 ②動機付け支援 ③積極的支援）に階層化して、②と③のグループに特定保健指導（糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く）を実施します。

## 【現状分析】

40～74歳の国民健康保険加入者の平成17年度基本健康診査受診率は、27・2%

住民の健康状況把握のために実施した医療費分析（レセプト分析）結果では、40～74歳の生活習慣病全体の有病率は27・7%でした。有病率を年代別に見ると、生活習慣病全体・高血圧症・高脂血症・糖尿病・高尿酸血症ともに、60～74歳までが特に高い状況です。年齢が高くなるにつれて有病率は増加しており、若い世代からの生活習慣病予防対策である特定健康診査・特定保健指導の実施と継続したポピュレーションアプローチ（健康づくりの国民運動化）が必要と思われれます。

次回8月号では、「特定健康診査等実施計画の概要」達成目標についてご紹介いたします。

## 【問い合わせ先】

保険課 国保係  
53 3 1 1 5

## 入院したら、医療費の自己負担額が軽減されることがあります

申請により認定証の交付を受けると、入院時にかかる自己負担の限度額が下記のとおりになります。

### ○国保加入の方（70歳未満）

所得区分	3回目までの自己負担限度額	食事代 (1食あたりの負担額)
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	260円
上位所得者※	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	260円
住民税非課税世帯	35,400円	210円 (91日以上入院…160円)

※基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

### ○後期高齢者医療・国保の高齢受給者の方（70歳以上）

住民税非課税世帯の方は、認定証の交付申請が必要になります。

所得区分	外来+入院費の自己負担限度額	食事代 (1食あたりの負担額)
一般	44,000円	260円
一定以上所得者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ※ 24,600円	210円 (91日以上入院…160円)
	区分Ⅰ※ 15,000円	100円

### ※国保の方

- ・区分Ⅱとは、世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方。
- ・区分Ⅰとは、世帯主および被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯の方。

### ※後期高齢者医療の方

- ・区分Ⅱとは、世帯全員の方が住民税非課税である方。
- ・区分Ⅰとは、世帯全員の方が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯の方。

認定証の有効期限は7月末までとなっており、毎年更新が必要です。更新される方は8月中旬に更新の手続きにお越しく下さい。なお、後期高齢者の方は、7月から事前に更新の手続きができます。

新たに更新、申請をされる方は、下記のものをお持ちの上、保険課国保・医療年金係または香北・物部各支所までお越しく下さい。

### 【手続きに必要なもの(更新・新規申請)】

①保険証、②認印（国保の方で世帯主以外の方が来られる場合は世帯主と代理人の印鑑）、③旧認定証（現在お持ちの方のみ）、④過去1年間に91日以上入院された方は、その分の領収書等入院期間のわかるもの  
\*後期高齢者の方の申請の場合、代理の方がお越しになるときは上記に加えて代理の方のご身分を確認できるもの（免許証、保険証等）をお持ちください。

【問い合わせ先】 保険課 国保・医療年金係 ☎53-3115